

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	石井町

石井町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 石井町産業経済課
所 在 地 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 1 2 1 番地の 1
電 話 番 号 0 8 8 - 6 7 4 - 1 1 1 8
F A X 番 号 0 8 8 - 6 7 5 - 1 5 0 0
メールアドレス sangyoukeizai@town.ishii.i-tokushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・キツネ・タヌキ カラス・カワウ・カモ類・サギ類
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	徳島県名西郡石井町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	タケノコ・水稻・露地野菜	—
シカ	水稻・露地野菜	70,510 円 4.0a
サル	果樹・露地野菜	—
キツネ	露地野菜	—
タヌキ	果樹・露地野菜・糞害	—
カラス	露地野菜・糞害・汚損	—
カワウ	鮎	—
カモ類	露地野菜	811,376 円 23.0a
サギ類	水稻・糞害・汚損	—
合計		881,886 円 27.0a

(2) 被害の傾向

・イノシシ

町内山際周辺が主な被害地域であり、一年を通じて農作物に被害を出している、また、わずかではあるが住宅地においても目撃されており、人へ危害を加えたケースの報告もある。

・シカ

町内山際周辺にて目撃されており軽微な農作物被害が報告されている。

・サル

市街地での目撃情報がわずかではあるが報告されている。人慣れにより人的被害へと発展する可能性がある。

・キツネ

町内での目撃情報がわずかではあるが報告されており、軽微な農作物被害の報告がされている。

・タヌキ

町内全域において一年を通じて目撃されており、農作物被害及び糞害が報告されている。イノシシ用の箱ワナにかかることもあり、個体数は多いと考えられる。

・カラス

町内全域において軽微な農作物被害が報告されている。また、営巣時期には糞害や威嚇行動等で生活環境被害が発生している。

・カワウ

吉野川流域においてアユ等への食害がある。

・カモ類

町内の川付近において露地野菜の食害が拡大している。

・サギ類

吉野川沿岸から中心地にかけて水稻の踏み倒しが報告されている。また、営巣時期には糞害等で生活環境被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和9年度）	
シカ	70,510 円	4.0a	63,000 円	3.6a
カモ類	811,376 円	23.0a	790,000 円	20.7a
合計	881,886 円	27.0a	853,000 円	24.3a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・石井町猟友会と委託契約を締結し石井町統一駆除班を結成し、有害鳥獣捕獲の実施。 ・令和3年度より国の交付金事業を活用し、捕獲圧の強化。	・狩猟者の減少及び高齢化が進んでおり、人材確保が必要である。 ・捕獲数が繁殖数に追いついていないと思われるため、捕獲数を増やすことが必要である。 ・石井町鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制の整備充実。

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	・ 鳥獣被害対策指導員による被害圃場の確認及び防除指導。 ・ 平成２７年度から国の補助事業を活用した石井町有害鳥獣侵入防止柵設置事業を開始。被害地域に防護柵を設置。 ・ 平成２９年度から町単独事業として小規模柵設置事業を開始。 ・ 令和４年度より町単独事業として、防鳥ネット・農業用不織布等の補助事業を開始。	・ 被害地域が広域にわたっており、地形による制約を受けるなどして、防護柵の設置が進んでいない。現地調査を重ね、適切な位置に着実に防護柵を設置する。 ・ 事業実施のために必要となる被害地域住民への意識付け及び鳥獣に関する知識の普及が不十分。研修会等を行い、防除意識を高める。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・ 補助を活用し、設置した侵入防止柵を地域住民と管理。 ・ 鳥獣被害対策指導員養成研修への参加による町職員の知識向上。 ・ 被害防止技術の知識の普及。	・ 管理を行う地域住民の高齢化が進んでおり、人材確保が必要である。 ・ 普及活動を活発に行うため、広報誌やテレビなどの活用。

(５) 今後の取組方針

捕獲活動については、引き続き石井町猟友会と連携、情報共有を行い住民からの被害相談を元にワナの設置場所の検討や、捕獲機材の導入を検討し捕獲体制の整備充実を図る。また、国の交付金を活用し、被害防除や捕獲活動にかかる費用の支援を図る。

侵入防止柵については、過去の設置済み場所の維持管理、運用状況、被害防止成果の把握に努める。また把握情報を用いて地元住民との説明会、研修会等で被害防止対策に対する知識の普及啓発、意識の向上を図る。

カモによる被害を軽減するため、被害の場所を把握するとともに、被害防止技術の知識の普及啓発、意識の向上を図る。また、交付金等を活用し、地域単位での被害防除や捕獲活動にかかる費用の支援を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲の実施にあたっては、石井町と石井町猟友会との間で委託契約を締結して行っており、石井町猟友会員を主として石井町統一駆除班を編成し、ワナ・銃器による捕獲活動を実施している。
また平成28年度より、石井町鳥獣被害対策実施隊を設置、捕獲活動等の支援を行っている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ シカ サル キツネ タヌキ カラス カワウ	狩猟者の育成を目的として、一斉捕獲を行うことで捕獲技術を継承していく。
令和8年度	イノシシ シカ サル キツネ タヌキ カラス カワウ	狩猟者の育成を目的として、一斉捕獲を行うことで捕獲技術を継承していく。
令和9年度	イノシシ シカ サル キツネ タヌキ カラス カワウ	狩猟者の育成を目的として、一斉捕獲を行うことで捕獲技術を継承していく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ・シカについては、県の適正管理計画を基に、石井町における令和3年度から令和5年度の捕獲数の平均を参考にして、国費を活用することで捕獲活動に係る費用を支援し、捕獲圧強化を見込み設定する。 その他鳥獣は、直近3ヶ年の捕獲実績数の平均値、目撃情報及び被害相談

の傾向をもとに設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ	3 0 頭	3 2 頭	3 5 頭
シカ	4 0 頭	4 0 頭	4 0 頭
サル	5 頭	5 頭	5 頭
キツネ	5 頭	5 頭	5 頭
タヌキ	1 0 頭	1 0 頭	1 0 頭
カラス	1 0 0 羽	1 0 0 羽	1 0 0 羽
カワウ	1 0 0 羽	1 0 0 羽	1 0 0 羽
カモ	2 0 羽	2 0 羽	2 0 羽
サギ類	1 0 羽	1 0 羽	1 0 羽

捕獲等の取組内容
・イノシシ 箱ワナ、くくりワナ、銃器を用いた有害鳥獣捕獲及び個体数調整を実施する。 ・シカ 箱ワナ、くくりワナ、銃器を用いた有害鳥獣捕獲及び個体数調整を実施する。 ・サル ハナレザルに関する広報活動、パトロール、追い払いを実施する。 箱ワナ、銃器を用いた有害鳥獣捕獲を実施する。 ・キツネ 箱ワナを用いた有害鳥獣捕獲を実施する。 ・タヌキ 箱ワナを用いた有害鳥獣捕獲を実施する。 ・カラス・カワウ・カモ類・サギ類 銃器を用いた有害鳥獣捕獲、追い払いを実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし。	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ・シカ	ワイヤーメッシュ 500m 電気柵 250m	ワイヤーメッシュ 500m 電気柵 250m	ワイヤーメッシュ 500m 電気柵 250m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ・シカ	地域住民と協働で適正に管理する。	地域住民と協働で適正に管理する。	地域住民と協働で適正に管理する。

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カモ（カモ類）	被害防止技術の知識の普及啓発。 要望がある集落には補助を活用し不織布を整備する。	被害防止技術の知識の普及啓発。 要望がある集落には補助を活用し不織布を整備する。	被害防止技術の知識の普及啓発。 要望がある集落には補助を活用し不織布を整備する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

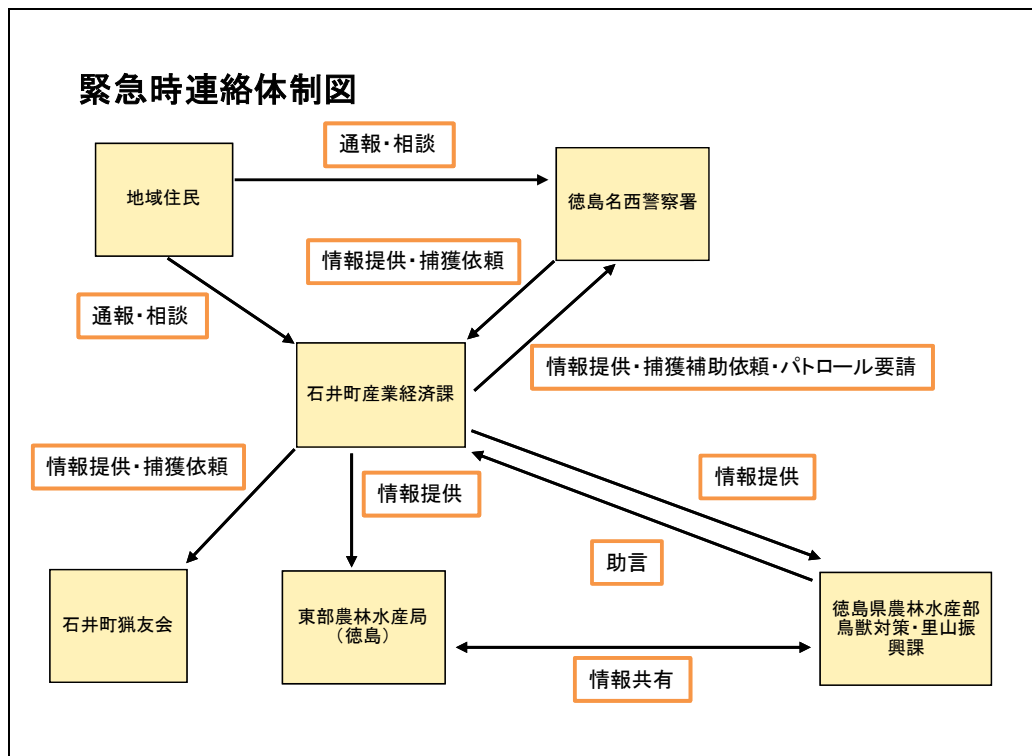
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	全鳥獣	研修会や広報活動等で鳥獣対策に必要な知識を住民に普及・定着させ、集落全体で被害に遭わない生活環境作りを進める。また要望がある集落には国費を活用した緩衝帯の整備を検討する。
令和8年度	全鳥獣	研修会や広報活動等で鳥獣対策に必要な知識を住民に普及・定着させ、集落全体で被害に遭わない生活環境作りを進める。また要望がある集落には国費を活用した緩衝帯の整備を検討する。
令和9年度	全鳥獣	研修会や広報活動等で鳥獣対策に必要な知識を住民に普及・定着させ、集落全体で被害に遭わない生活環境作りを進める。また要望がある集落には国費を活用した緩衝帯の整備を検討する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石井町産業経済課	関係機関との連絡調整・対策初動班・広報
石井町猟友会	有害捕獲・個体数調整・現場周辺の巡回等
徳島名西警察署	加害獣の捜索・現場周辺の巡回等
東部農林水産局（徳島）	情報提供・助言
徳島県農林水産部 鳥獣対策・里山振興課	情報提供・助言・支援

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、自己消費又は焼却・埋没処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし。

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし。
----	-------

ペットフード	該当なし。
皮革	該当なし。
その他	該当なし。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	石井町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
石井町産業経済課	事務全般・連絡調整・行政遂行
石井町猟友会	有害捕獲・個体数調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島名西警察署	情報提供、現場周辺の巡回
東部農林水産局（徳島）	被害対策・捕獲に対する指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月1日設置 令和6年度は町職員4名で構成

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

石井町と猟友会、地域住民が互いに協力して、防除、追い払い、捕獲を行い、有害鳥獣による被害軽減に努める。
